

社会福祉法人 光琳会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

作成：社会福祉法人 光琳会
令和3年3月9日 理事会承認
令和3年3月24日 評議員会承認

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 光琳会（以下「本法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等（評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員会の委員をいう。以下同じ。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬の額)

第2条 評議員の報酬額は日額とし、定款第9条に定める金額の範囲で支給する。
2 評議員が評議員会に出席したとき、並びに本法人及び本法人の経営する施設の運営のための業務（以下「法人・施設業務」という。）に出席したときは、別表1に掲げるところにより報酬を支給する。ただし、これらの出席した日が同一の日であるときは、重ねて報酬を支給しない。

(常勤理事の報酬の額)

第3条 常勤理事の報酬は日額とし、報酬総額が各年度当たり200万円を超えない範囲で支給する。
2 常勤理事が理事会及び評議員会に出席したとき、並びに本法人の業務の執行（以下「常勤理事・理事長業務」という。）のために出勤したときは、別表1に掲げるところにより、報酬を支給する。ただし、これらの出席又は出勤した日が同一の日であるときは、重ねて報酬を支給しない。

(非常勤理事の報酬の額)

第4条 非常勤理事の報酬は日額とし、全ての非常勤理事の報酬総額が各年度当たり50万円を超えない範囲で支給する。
2 非常勤理事が理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したとき、並びに法人・施設業務に出席したときは、別表1に掲げるところにより、報酬を支給する。ただし、これらの出席した日が同一の日であるときは、重ねて報酬を支給しない。

(監事の報酬の額)

第5条 監事の報酬は日額とし、全監事の報酬総額が各年度当たり20万円を超えない範囲で支給する。
2 監事が理事会に出席したとき、監事監査等（監事監査、評議員会、法人等の業務、に対する指導及び任意の監査並びに所轄庁による実施指導への立会いをいう。以下同じ。）に出席したとき、並びに法人・施設業務に出席したときは、別表1に掲げるところにより報酬を支給する。ただし、これらの出席した日が同一の日であるときは、最も高い額の報酬を支給することとし、その他の報酬は重ねて支給しない。

(評議員選任・解任委員会の委員の報酬の額)

第6条 評議員選任・解任委員会の委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に掲げるところにより報酬を支給する。

(決議の省略の場合の報酬)

第7条 定款第14条第4項及び第28条第2項並びに評議員選任・解任委員会運営細則第11条第2項の規定に基づき決議の省略を行った場合の第2条第2項、第4条第2項及び第5条第2項並びに前条の規定の適用については、理事会等並びに評議員選任・解任委員会の決議の目的である事項の提案について役員等が同意等の意思表示をしたときは、当該役員等は、当該理事会等並びに評議員選任・解任委員会に出席したものとみなす。

(費用弁償)

第8条 役員等が理事会、評議員会等の他、職務遂行のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する交通費及び旅費の額は、別表1に掲げるところにより支給する。

(支給の方法)

第9条 常勤理事の報酬は、毎月1日(その日が土曜日、日曜日、又は休日に当たる場合は、その日の直後の日曜日等でない日)に前月分を支払うものとする。

2 常勤理事を除く役員等の報酬は、その都度支払うものとする。

3 前条の費用は、役員等から請求のあった日後遅滞なく支払うものとする。ただし、前金又は概算払いをすることができるものとする。

(支給の形態)

第10条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は法令で定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(適用除外)

第11条 本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事及び評議員選任・解任委員会の委員については、この規程は適用しない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人 光琳会 内規 法人本部旅費及び報酬規程(平成30年1月15日施行)は、廃止する。

別表 1

(評議員の報酬の額)

名 称	日 額	支給方法
評議員会への出席（決議の省略を含む）	4, 1 2 6 円	現金支給
法人・施設業務への出席（半日）4時間未満	4, 1 2 6 円	
法人・施設業務への出席（1日）4時間以上	8, 2 5 2 円	

(常勤理事・理事長の報酬の額)

名 称	日 額	支給方法
常勤理事・理事長業務報酬（通信費等含む）1回	1 0, 3 8 1 円	月払い 銀行振込

(非常勤理事の報酬の額)

名 称	日 額	支給方法
理事会への出席（決議の省略を含む）	9, 2 8 4 円	現金支給
法人・施設業務への出席（半日）4時間未満	4, 1 2 6 円	
法人・施設業務への出席（1日）4時間以上	8, 2 5 2 円	

(監事の報酬の額)

名 称	日 額	支給方法
理事会等への出席（決議の省略を含む）	9, 2 8 4 円	現金支給
監事監査等への出席	9, 2 8 4 円	
法人・施設業務への出席（半日）4時間未満	4, 1 2 6 円	
法人・施設業務への出席（1日）4時間以上	8, 2 5 2 円	

(評議員選任・解任委員会の委員の報酬の額)

名 称	日 額	支給方法
評議員選任・解任委員会への出席（決議の省略を含む）	4, 1 2 6 円	現金支給
法人・施設業務への出席（半日）4時間未満	4, 1 2 6 円	
法人・施設業務への出席（1日）4時間以上	8, 2 5 2 円	

(交通費)

内 容	日 額	支給方法
理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会への出席	1, 0 0 0 円	現金支給
法人・施設業務への出席（外部会議・研修等）	実 費	